

# 女子少年院のエスノグラフィー

## 非行少年への施設内処遇のダイナミクス

○伊藤茂樹（駒澤大学） ○高井良健一（東京経済大学） ○仲野由佳理（東京学芸大学連合大学院）  
○越川葉子（立教大学大学院） ○鈴木舞（東京大学大学院） 木村祐子（お茶の水女子大学大学院）  
金子真理子（東京学芸大学）

### 1. 本研究の目的、位置づけ

#### (1) 目的

少年院で行われる矯正教育の実像は、一般にはほとんど知られていないが、これはあくまで刑罰ではなく、極めて学校的なセッティングにおいて行われる教育である。少年院での矯正教育はどのような特徴を持ち、どのような効果を上げており、どのような限界があるのだろうか。

本発表では、ある女子少年院におけるフィールドワークをもとに、この少年院の教育と生活の全体像を教育社会学的観点から記述し、適切に位置づけることを試みる。なお、本研究はあくまで少年院という施設のフィールドワークであり、個々の少年の更生のプロセスなどについて云々することが目的ではないことを付言しておく。

#### (2) 先行研究の不在

少年院で第三者がフィールドワークを行って施設の全容を描いたものは極めて少ない。特に、少年院が置かれた社会的文脈やそこでの矯正教育全体を見渡すのは容易でない。また、少年法をはじめ制度に関する議論や、予め結論ありきの是非論が先行する傾向もある。矯正教育が日常的にどのような行われているか、実態についての「基礎研究」が必要であり、本研究はいわばその第一歩を踏み出そうとするものである。

#### (3) 施設の概要

P女子少年院は、ある地方都市に立地し、初等、中等、特別の3種を併設している。収容定員は55名で、1980年代にはこれを充たしていた時期もあったが、近年収容人員は減少傾向にある。在院期間は短くて6か月（一般短期処遇）、最長で2年程度（長期処遇）であり、11か月程度が最も多い。職員は約30名で、少年の処遇を直接担当する教育部門と、庶務課に分かれる。男女比はおよそ1:4であり、教育部門の職員は大部分が女性である。施設は周辺から隔離されてはおらず、外部から一見したところ閉鎖的な施設のように見えない。名称も「少年院」とは名乗っておらず、学校のような名称である。

#### (4) 方法

我々は法務省矯正局の協力を得て、2006年11月からこの少年院でのフィールドワークを行って

いる。内容は、集団指導、個別指導の観察（ビデオ撮影と録音を含む）、寮における日常生活の観察（ビデオ撮影を含む）、少年及び教官へのインタビュー、文書資料の閲覧、行事の参観などである。（伊藤茂樹）

### 2. 教育棟における指導の全体構造

ここでは、主に教育棟において行われる集団指導と個別指導の特徴について、構造や形式と、一部内容にも言及しながら全体像を記述する。

#### (1) 集団指導

集団指導は時間的には多くを占め、教育棟内の教室や体育館などで主に行われる。これらは一見学校に近く、共通点もあるが、少年院に特有の形式や方法も少なくない。

#### ① 集団編成の多様性

平日の午前、午後の時間割は、「新入時教育」、職業補導としての「園芸科」「応接サービス科」「事務科」「生活応用科」、及び「教科教育」（中学生対象の義務教育）に分けられ、4～5コマある日課はこれらの科ごとに行われる場合が多い。他に全体で行う音楽や体育、性教育など、非行内容によって分けられる問題群別指導、処遇の過程（新入時期／中間期／出院準備期）や進度によって分けられるSST（ソーシャル・スキルズ・トレーニング）やアサーション・トレーニングなどがある。

並行して個別的な処遇も臨機応変に行われるため、少年の出入りが多く、最初から最後までメンバーが固定するわけではない。これは、何回か連続して行われる授業のクールと同じである。

#### ② 個への目配り

集団指導でも個々の少年にはきめ細かく目配りがなされる。最大10数名の少年に対して教官が2人はつくため、教官1名あたりの少年の数は少ない。集団指導の教育効果も意図してはいるが、どちらかという、個別指導を数名ないし10数名規模で同時に行っている、という印象が強い。

#### ③ 複数教官による授業

授業は観察及び保安を担当する職員も含めて複数教官により行われる。観察・保安担当の役割は、個々の少年の様子に注意を払い、必要に応じて対処することであるが、授業に参加したり助言や協

力をすることもある。そのため授業はしばしばティーム・ティーチング的な様相を示すほか、教官にとって指導のノウハウを学ぶ機会にもなる。

#### ④コミュニケーションの制限

矯正教育の効果を上げ、再非行を防ぐために、少年同士のコミュニケーションは厳しく制限される。入院前の生活（出身地や連絡先、非行内容など）に関する話をした場合は懲戒処分の対象となるほか、私語は基本的に禁じられている。ただし、授業において少年同士が話し合って作業をするようなことまですべて禁じられるわけではなく、状況に応じてコントロールされる。

#### ⑤遍在する評価

少年院での処遇は、定期的な評価に基づいて「2級下」から「2級上」「1級下」を経て「1級上」まで進級し、それによって仮退院が決定する。つまり、進級しないと仮退院できないという意味で、評価が持つ意味は極めて大きい。評価は、規範意識や基本的な生活態度など全少年に共通の項目と、個人別に設定された項目から成り、極めて多岐にわたる。少年もこれをよく理解しているため、評価を意識する度合いは高い。

#### ⑥教官の役割と外部資源

教官が果たす役割は多様である。そのため、個々の教官が多くの業務をこなせることが期待され、様々な業務をローテーションしていく。

その一方で、すべての指導を教官が行うわけでもなく、外部資源も積極的に活用している（外部講師による授業、篤志面接委員による授業、院外委嘱教育、更生保護女性会員による訪問など）。これらの活用は、社会と隔絶されがちな環境において、意図的に社会とのつながりを確認させている面があると思われる。

#### ⑦女性であることの意識化

この少年院では女性であることを意識化させる場面が多く、それは一見相反する2つの形をとる。

まず、性に関して学校では扱わないようなことがらが言及されたり教えられる。性教育や、性非行で入院した少年に対する問題群別指導は、非常に踏み込んだ具体的な内容を含む。これは、誤った知識に基づいて行動したり、性に関して被害的な経験をしている少年が多く、性を「きれいごと」や抽象的にすませることはできず、より具体的に実用的な知識が必要であるためと思われる。

一方で、伝統的な女性らしさのようなものも表象されている。新入時期に集中力を養い、達成感を味わわせるための課題として「レース編み」があったり、寮に花の名前がつけられていたりなどである。伝統的な女性役割の伝達を目標とするわけではないが、こうした要素を極力排除する傾向

のある近年の学校とは対照的である。

#### (2) 個別指導

少年院における矯正教育の特徴のひとつが個別的な処遇である。非行に至った経緯も内容も多様であるため、入院当初に「個別的処遇計画」が立てられ、処遇はこれに基づいて行われる。個別指導は、後述する面接のように予め時間割に組み込まれた形だけでなく、臨機応変に行われる。従って、教育棟のみならず寮においても展開されるが、その概要と特徴について、さしあたりここで整理する。

##### ①担任との絆

個別指導の骨格を成すのが個別担任制である。2つの長期処遇寮と1つの一般短期処遇寮の担任の教官が、1人あたり2〜3人の少年の個別担任になることが多いが、この関係は極めて密なものとなる。少年にとって担任は、あらゆることをさらけ出し、最も頼る存在であるが、その関係の密さ、重要さゆえ、うまくいかないときには双方にとって重荷ともなる。また、同じ担任の少年の間で「取り合い」や嫉妬のような感情が生じることもある。

##### ②多くの教官による関わり

担任と少年の絆は強いが、個別指導を行うのは担任だけではない。稀ではあるが、担任との関係がこじれたり、担任とは異なる対応をした方がよいと判断されたような場合には、他の教官が個別指導を行うこともあり、臨機応変である。職員朝礼での引き継ぎや、各少年の行動観察を記録した「教育日誌」を頻繁に参照することで、ほぼすべての教官が全少年の動向を把握、熟知できるため、状況に応じて最も適した教官が行える。

##### ③面接

個別指導の柱となるのが担任との面接で、週2回程度は必ず行われる。これ以外にも担任と少年との対話、指導は適宜行われるほか、面接は担任以外の教官も必要に応じて行うことがある。

##### ④内省ノート

少年院では日記や感想文など文章を書かせ、自己を省察させる機会が多い。その中に、担任と少年が一对一で対話する「内省ノート」がある。形式が決まっているわけではなく、担任と少年がやりとりするが、処遇の段階に応じて教官が課題を与え、それに少年が答え、担任がコメントして次の課題に進む、といった形が多い。また、内省ノートの記述をもとに面接を行うことも多い。

##### (3) まとめ

集団指導は一見学校と類似し、通常の日課の多くの部分を占めているが、非行少年への矯正教育という目的ゆえに学校と相違する点が少なからずある。しかし、学校に比べると個別指導が占める

位置は大きく、集団指導と両輪を成すように、集団指導場面にも様々に埋め込まれている。個別指導を中心的に担うのは担任であるが、一对一の閉じた関係ではなく、多くの教官が臨機応変に役割を分担することが効果を増している。(伊藤茂樹)

### 3. 学習の諸側面と相互の関係：学習の認知的、社会的側面と倫理的な気づき

集団指導場面には、職業的な技術の習得や資格取得を目的とする教育と、人間としての成長や精神的な成熟、自立を促す教育とが併存している。本節では後者に焦点を当てる。

具体的には、いくつかの集団指導場面に焦点をあて、学習という観点からみたときに、これらが相互にどのような関係を持っているのか考察する。その際、「教育実践は、対象世界との認識論的關係、他者との社会的関係、自己との倫理的関係という3つの関係の編み直しとして展開される」という、佐藤(1996)による図式を援用する。

#### (1) 集団指導場面における学習の諸側面

「心の講座」は、少年たちに被害者の感情を理解させ、贖罪の気持ちを育てるという趣旨で導入された新しいカリキュラムである。しかし、性急に贖罪を求めるのではなく、ストーリーを通して被害者の思いに気づかせたり、具体的な贖罪の方法を伝えることを中心に展開する。個別指導場面での「内省」や「面接」と相補いながら、少年たちを贖罪という課題に向き合わせていると言えよう(ちなみに女子少年院には、直接的な被害者のない非行で入院している少年が少なからずいる)。

「問題群別指導」は、入院の理由になった非行の内容別に少人数で行う指導であり、性非行、薬物、不良交友のプログラムがある。我々が観察した不良交友の指導場面にあらわれていたのは、少年相互の「学び合い」である。少年同士の不必要な私語は原則として禁じられているが、この授業では、一定の約束事の枠内で自由な発言が認められ、そのことが授業の展開を豊かにしている。

全員を対象にした「性教育」の授業場面では、科学的、医学的、法律的な観点から、身体や性、生命の仕組みについての知識、情報の伝達が行われていた。これらの知識とは、避妊、中絶などのデリケートな問題も含む具体的なものであり、病院とのアポイントメントやアクセスの方法など、実践的な知識も豊富で、少年たちの関心や学習への参加のモチベーションが特に高い。

体育や音楽などの「情操教育」は、この少年院が特に力を入れてきたものであり、少年たちのあらゆる学びの土台を成している。「SST」「アサーション・トレーニング」は社会における実践的なス

キルを身につけさせることにとどまらず、ロールプレイを通して情緒面を育てる働きも担っている。

#### (2) 考察

これらの集団指導場面の観察から、倫理的側面への働きかけが直接的に行われるというよりも、むしろ認知的側面、社会的側面への働きかけが充実していることが明らかになった。

必要度の高い実践的な知識、情報が詳細に提供されたり(「性教育」)、少年同士のコミュニケーションづくりに十分な時間がかけられる(「問題群別指導」)など、集団指導では認知的、社会的側面に関して質量ともに充実した学びが保証されている。つまり、性急に倫理的側面への働きかけを行うのではなく、認知的側面、社会的側面への働きかけを十分に行った後に初めて倫理的側面への働きかけの方略がとられているのである。こうした方略は、倫理的側面への働きかけが一筋縄ではいかないことと、少年たちが倫理的な気づきに至らないのは、自己を見つめる前提としての認知的、社会的側面の学習が十分に促進されていないからであるという実践知から生み出されたように思える。

少年院の教育の究極の目標は、少年自身が変容すること、すなわち内側から過去の自己と決別し、新しい自己へと変わることであろう。しかしこれは「見せかけの変容」としばしば区別がつきにくい。教官たちは、こうした学びの陥穽を経験的に熟知しているからこそ、倫理的側面への性急な働きかけではなく、少年たち自身による倫理的な気づきを促すような実践の方略を行っているのではなかろうか。(高井良健一)

### 4. 行事が構成する意味世界：「創作オペレッタ」の制作過程

少年院では年間を通じて様々な行事が行われるが、ここでは学園祭を取り上げる。

P女子少年院では、1985年から毎年学園祭で「創作オペレッタ」を上演している。オペレッタに取り組んでいるのは全国の少年院で唯一であり、この少年院の矯正教育の中で重要な位置を占めている。2006年度には人事院総裁賞を受賞し、メディアで紹介されることも多く、高く評価されている。

オペレッタの制作過程で少年や教官は何を達成し、その経験を彼らはどのように意味付けていくのであろうか。制作過程の観察を中心に、少年院の教育における行事の意味の再構成を試みる。

#### (1) 教育活動の中の行事

少年院の教育活動は、「生活指導」「職業補導」「教科教育」「保健・体育」「特別活動」の5つの指導領域から成り、行事は「自主的活動」「院外教育活動」「クラブ活動」「レクリエーション」など

とともに特別活動領域に該当する。行事には体育祭や卒業式、成人式などがあり、「季節感を味わい、少年たちが目標に向かって協力して取り組む感動体験の場となっている」(魚住 2003)。行事は情操教育の一環でもあり、少年の心を育む重要な教育機会とされる(副島編 1981)ほか、日頃の教育活動の集大成を発表する場でもある。

## (2) 学校行事との相違

このような行事の位置づけや意義には、学校教育と類似する点もある。山田(1996)は、学校行事を公開性/非公開性、競争性/共同性という観点から分類し、その編成様式や活動様式を考察している。少年院でも一部の行事は保護者や地域の関係者に開かれており、少年同士や少年と教官が共同作業を通して一体感を得るなど、学校行事の特徴と重なり合う部分もある。しかし少年院では、入院や退院の時期、進級状況は一人一人異なり、学校のように学年やクラスなど固定メンバーによる編成や活動は困難である。また、行事も処遇の一環であるため、通常の日課と同様、一人一人が自分の課題と向き合う場でもある。このように、学校の行事とは異なる独特な意義や形式がある。

## (3) 行事の非日常性

制約の多い少年院の生活において、行事は大きな楽しみとなる。それゆえ、少年は行事を生活の中の節目と位置づけ、「その日まで頑張ろう」と自らを奮い立たす動機づけにも利用する。

行事での経験は、日記や作文に「書きやすい」出来事でもあり、少年院で繰り返し行われる「書く」作業をこなすことを可能にする。行事は単に「楽しい」「嫌なことを忘れさせてくれる」だけでなく、少年院での長い日々を生きていく上でも重要な意味を持っている。

## (4) 行事を通した少年同士の関わり

創作オペレッタでは、寮生活でも準備を行い、生活の多くの部分を行事に注ぎこむことになる。そこでは、自分の役割や作業に没頭し、他の少年に目が向きにくくなる一方で、共同作業も多いため、通常的生活以上に互いの意見を伝え合う必要が生じる。しかし、こうした場面でも少年同士の自由な会話は認められておらず、教官を介しての話し合いが基本となる。そこで、他の少年への不満を抱え込むのではなくアドバイスとして伝えたり、日記や面接で教官に不満をぶつけることもある。行事は自分の気持ちの伝え方を考えるなど、状況に応じた対人関係を築く実践の場でもある。

## (5) 行事を通した教官と少年の関わり

教官の指導やスタンスは通常の院内生活と大きく変わることはない。創作オペレッタではキャスト、衣装、美術などのパートに分けて準備を行う

が、パートごとに教官が配置され、作業を進めていく。その際、予め決まった方向に導くのではなく、少年と相談しながら内容や手順を決めていく。段階的に目標をクリアしていく過程は教育活動全体に共通である。また、教官と少年が互いに意見を伝え合うことで関係が深まると同時に、教官は行事に対する少年の取り組みや姿勢、他の少年との関わり方などを観察し、個別処遇に反映していくと考えられる。(越川菓子)

## 5. 寮生活の教育的意味

本節では、この少年院の矯正教育において、寮がどのようなものとして位置づけられているのか、まず寮内の構造と活動について概観し、教育棟と寮、寮と社会との連続性について考察する。

### (1) 寮内の構造と活動

入院した少年は、単独寮における1週間の考査期間の後、集団寮での生活に入る。ここでは、教官の監督の下、生活場面のあらゆることを自分で行うとともに、集団生活で責任を持って役割を果たし、ルールを守ることを学ばせることを目的とした指導が様々な形で行われる。

寮生活で重要な要素として「役割活動」がある。役割は、寮での集団生活に必要な作業である。各少年の役割は、教官からの指名か自己推薦によって決まるが、仮退院までに様々な役割を担当する。これを通して、生活に必要な基本的スキルを身につけ、他の少年との協同作業から対人関係を円滑にしていくためのスキルを養うと思われる。

また、ホールを中心とした他の少年や職員との関わりも重要である。寮内は、集団室(4人部屋)と個室、ホール、洗面所などから成る。集団室や個室が少年の自室にあたり、ホールは職員や他の少年と過ごす場である。ホールにはテーブルが備えられ、そこで食事や作業、テレビ視聴、自習などを行う。職員と少年、少年同士が接触を持つ機会が多いのもホールの特徴である。

### (2) 寮と教育棟：学びの連続性

少年院において、教育棟は「学校」の、寮は「家」の位置を占めると言える。しかし、生活の場としての寮では、通常の「家」とは異なり、様々な教育的活動や指導も行われる。その意味で、寮での生活も矯正教育の一環である。

教育棟と寮が連続する面としては、①昼間の課業での社会的側面の学習の実践、②昼間の課業で喚起された倫理的側面の学習への取り組み、がある。①は SST やアサーション・トレーニングなど対人関係に関わるプログラムの効果を、教官との関係、少年同士の関係において実践することであり、②は問題群別指導や心の講座、性教育など

個別の非行性や問題に関わるテーマを、寮での内省や日記記入などを通して振り返ることである。

### (3) 社会との連続性

寮では、夜間に「ニュース視聴」「テレビ視聴」の時間が設けられている。朝や週末にはラジオが流される時間もあり、新聞や雑誌の閲覧も許可されている。このように寮生活には、社会の情報に接する機会が取り入れられている。

社会の情報に日常的に接することは、社会との連続性につながる。こうした工夫は、少年が院内で過ごす規律正しい「新たな日常」を、特殊な経験として分離することなく、社会復帰後も継続させることを意図しているのではなかろうか。

また、寮生活で出院後の日常を意識させることは、出院後にどのような問題や困難に向き合う可能性があるか、どのように対処したらよいかなど、少年院での生活への意欲を社会との連続性において動機づけると思われる。少年院の生活に過剰に適応するのではなく、常に社会復帰を意識しながら、何を学んだらよいか、どのように問題を克服したらよいかを考えていくのである。

### (4) まとめ

寮と教育棟における学びには連続性があり、寮と社会にも生活面での連続性がある。つまり、寮は教育棟での学びが延長される場であり、同時に、社会との連続性を保持しながら「新たな日常」を経験する場である。こうした寮の二重構造は、矯正教育の効果を定着させ、社会復帰していくための動機づけになると思われる。(仲野由佳理)

## 6. 少年と教官の関係

本節では、収容者数が比較的少ないP女子少年院における少年と教官の関係について、授業場面と寮生活における統制の違い、教官に対する「監督者／信頼できる他者」という二重の意味づけに着目して検討する。

### (1) 2つの指導方針

少年に対する指導方針について安部ら(1957)は、「治安主義」と「矯正主義」の2つの立場を抽出し、両者のバランスをとることがいかに重要かつ困難な課題であるかを指摘している。

P女子少年院は、教官と少年の親密性の高さが特徴的で、そのことが矯正効果に及ぼす影響は大きいと推測できる。一方で、安部らが指摘する治安主義／矯正主義の両立については、他の少年院同様、困難を抱えているとも言えよう。このことに着目したとき、授業や寮内で教官と少年の関係性はどのようなものとして成立しているのだろうか。以下では、教官が行う秩序化の営みを「統制」と定義し、授業場面や寮生活でどのように統制が

保たれているのかに着目し、考察する。

### (2) 授業場面と寮生活における統制の違い

まず、教育棟での授業場面における統制について考察する。授業は通常、指導者1名と保安担当1名、計2名の教官によって行われる。指導を担当する教官は、授業全体の進行をコントロールし、少年が学びを深められるように授業を進める。一方、保安担当は、少年が規律違反行為を行っていないかなどに目を配り、観察する。

授業内では「授業のルール」をツールとして秩序化が行われる。例えば、質問がある場合には「挙手をする」という「授業のルール」が適用され、少年はそのルールに則って質問を行う。教官は「授業のルール」をツールとして場を監督し、少年はそのルールに従うという方法で秩序化に参加している。授業では、互いに「授業のルール」というツールを使用することで統制が保たれている。

一方、各寮には基本的に1名の教官が勤務しているが、少年が個々に活動し、散在する場面が多い。そこで、少年が行動や作業を行う場合、必ず教官に「許可を求める発話」がなされる。こうしたやりとりは、教官と少年の1対1の形でなされ、これを通して教官は一人一人の行動に目を配ることになる。この場合、「許可を求める発話」をツールとして、個々に対して秩序化が図られる。教官は、許可を求める発話を徹底させることで、統制の主導権が教官の側にあることを示し、少年は許可を求める発話を通して秩序化に参加している。

教官は、授業や寮など場面の特性に応じて、こうした統制のあり方(集団か個か)を変えているものと思われる。

### (3) 教官に対する二重の意味づけと統制

教官と少年の間の親密性の高さは、少年が教官を「信頼できる他者」として語ることからもうかがえる。こうした親密性の高さが教育効果に与える影響は大きいだろう。しかし、安部らが指摘するように、規律と親密性を同時に維持するのは非常に難しい。つまり、規律を維持するために統制を強めれば、場の緊張感が高まり親密性は低下するし、矯正効果を担保するために親密性を高めれば、緊張感は緩み規律の維持が難しくなる。

P女子少年院では、①場面に応じた統制のあり方の違い、②教官に対する「監督者／信頼できる他者」という二重の意味づけ、を活用して、こうした困難を乗り越える工夫がなされていると思われる。そのひとつが、上述の「秩序化の営みに少年を参与させる」ことである。少年を秩序化の営みに参与させると、教官と少年の物理的な接触の機会は増大する。こうした機会の増大は、少年にとっては「教官とのコミュニケーションの増大」

としても解釈され、教官と自己のつながりを再確認する契機になると思われる。その結果、秩序化を達成しながら、親密な関係を維持していくことが可能になるのではなかろうか。

#### (4) まとめ

場面における統制のあり方と、教官に対する二重の意味づけによって、治安主義／矯正主義の両立が可能になると思われる。また、様々な場でのルールや対人関係スキルを学ぶことを目的に、少年自身を秩序化に参加させているのではないだろうか。(仲野由佳理)

### 7. 少年同士のコミュニケーションと関係

少年院において、教官の許可を得ずに少年同士が自由に会話、行動することは禁止されている。しかし、こうした制約にもかかわらず、少年の間ではある種のコミュニケーションや関係が成立している。本節では、このコミュニケーションや関係の一端を描き出し、これが矯正教育に及ぼす影響について考察する。

#### (1) 把握されるコミュニケーション、関係

P 女子少年院における少年同士のコミュニケーションや関係は、教官からの可視性が極めて高い。少年同士のコミュニケーションは教官の監督下にある。それは基本的に教官が同席する場で行われ、些細なことであっても少年同士が会話をしたり一緒に行動する際は、教官に許可を求め、報告する。これにより、少年が互いに好感を持っていたり、トラブルを抱えている様子などが把握される。他の少年への不満などを少年が訴えてくることもある。不正通信や不正交談が起こったとしても、教官は少年の微細な振る舞いの変化などに気づき、早期に対応がなされる。こうして把握された少年同士の関係は、職員朝礼、会議、引き継ぎ、行動観察票などを通して報告され、その場になかった教官もその様子を知ることができる。

つまり、①教官の同席、②少年からの訴え、③教官による行動観察とその結果の共有により、少年同士のコミュニケーションや関係は全教官によって把握されるのである。

#### (2) 可視性の極大化と矯正教育

##### ①効果的な教育のための環境づくり

教官が少年同士のコミュニケーションや関係を把握することは、矯正教育にとってどのような意味を持つであろうか。

第一に、矯正教育の効果を高める環境ができる。少年が自由に関係を築けば、矯正教育に反発するような雰囲気醸成される危険性がある。しかし、可視性が極大化されていることにより、その雰囲気の醸成を極力抑え、各少年が自己の非行や問題

性に向き合う「更生的風土」が作られている。また、少年たちが出院後に会う約束をして再非行に走るのを防ぐという意味もある。

第二に、教官がその時々少年の状況を知り、必要に応じて介入を図ることができる。少年同士の関係が良くない時には離すようにするなどの工夫がなされ、少年が集中して自分の課題に取り組みめるよう配慮されている。

第三に、「見ていてもらえる」という安心感を抱くことができる。少年と教官の信頼関係の構築は、矯正教育を効果的に行ううえで重要である。少年は、教官が自分の対人関係や振る舞いをよく把握しているのを知っている。それは安心感につながり、教官に対する信頼感が強まると思われる。

#### ②少年の実像を反映した教育

教官は、少年同士のコミュニケーション、関係の可視性を高めることで、対人関係面での問題を生活において把握し、指導に生かしている。

少年院では、個々の少年に関する多くの公的文書や入院当初の調査期間の様子から個別的処遇計画が立てられる。しかし、個別的処遇計画を実行していく過程で、少年の実像との差異が生じることがある。この場合、少年の実像に合うように個別的処遇計画が変更されていく。

対人関係についての問題性は、対人トラブルなどの形で表面化する。この場合、そのトラブルについて考えさせる中で、社会での他者との関係について振り返らせることがある。直接的に社会での対人関係について振り返るよりも、少年院での対人関係について考えることで、内省をより具体的な形で深めることができる。可視性の高さは、こうした内省の際、課題の選定などについて、効果的に作用するものと思われる。

#### (3) まとめ

少年同士のコミュニケーションや関係の可視性が極大化されていることは、院内での対人関係との関連で教育的素材として生かされていると思われる。(鈴木舞)

#### ・おわりに

以上に示したことは、P 女子少年院での矯正教育のほんの一端に過ぎず、またその解釈も、様々なあり得るうちのひとつに過ぎない。我々は、少年院での矯正教育が一般に思われている以上に周到かつ効果的に行われているという実感を得ており、学校教育が参考にすべきこともあるかもしれない。しかし同時に、そこには限界もあることは確かである。矯正教育の効果と限界について、その構造を明らかにし、矯正と学校の双方に寄与できる研究へと進展させるのが今後の課題である。